

電子提供措置の開始日 2025年5月29日

第86回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会社の株式に関する事項

- ・当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

ユニプレス株式会社

会社の株式に関する事項

1 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	65,114	5

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「Ⅲ. 会社役員に関する事項 2 取締役の報酬等 (2) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

1 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことになる又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であります。

会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る 報酬等の額	93百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者の監査を受けております。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合に監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任又は不再任を決定いたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保し、法令遵守、損失の危険の管理及び効率的な業務執行をするため、以下の通り内部統制体制を整備いたします。

(1) 取締役・執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① ユニプレスグループ行動規範を制定し、社長執行役員が全役職員にその精神を伝え、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の基盤とすることを徹底する。
- ② 社長執行役員は、コンプライアンス担当執行役員を任命し、総務担当部門をコンプライアンス統括部署とし、全社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握を行う。また、サステナビリティ委員会の下に企業倫理委員会を設置し、コンプライアンス上の問題点に対処する体制の整備を実施する。
- ③ 役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合に、直接通報・相談することができる「ユニプレス・ホットライン」を設置する。また、通報・相談窓口をコンプライアンス統括部署及びコンプライアンス統括部署が定める外部機関に設置し、公平性・透明性を確保する。
- ④ 社長執行役員は、財務情報適正開示担当執行役員を任命し、経理担当部門を財務情報適正開示統括部署とし、財務情報適正開示体制の整備及び問題点の把握を行う。
- ⑤ 取締役の職務の執行を監査するための独立機関として、監査等委員会を置く。
- ⑥ 社長執行役員直轄の内部監査部門による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

社長執行役員は、取締役会・経営会議等の職務の執行に係る情報を、取締役会規程、経営会議規程等の社内規程に従い、関連資料と共に保存する。取締役会情報は総務担当部門、経営会議情報は経営企画担当部門がこれを管理する。なお、情報管理担当部署は、取締役がこれらの文書を常時閲覧できる状態を保持するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長執行役員は、リスクマネジメント担当執行役員を任命し、総務担当部門をリスクマネジメント統括部署とし、全社のリスクマネジメント体制の整備及び問題点の把握を行う。また、サステナビリティ委員会の下にリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント推進上の問題点に対処する体制の整備を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 取締役の経営に関する意思決定と業務執行を分離し、経営の意思決定の透明性の確保と業務の効率的運営を図ることを目的に、執行役員制度を制定する。
- ② 執行役員を中心に構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定に基づいた業務執行方針の確認と業務執行進捗を行う。
- ③ 経営会議、取締役会にて3ヶ年中期経営計画の策定と承認を行う。各担当執行役員は中期経営計画に基づく年度方針を策定し、部門毎の業務計画を承認する。
- ④ 各部門を担当する執行役員は、効率的な業務遂行監視体制の下で各部門の業務進捗管理を行う。
- ⑤ 経営会議にて月次業績の進捗管理を実施する。

(5) ユニプレスグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社はユニプレスグループとしての適正な業務執行を行うため、子会社各社に対し援助・指導を以下のとおり行う。

- ① ユニプレスグループ行動規範に基づく教育を実施し、法令遵守及び社会倫理の遵守を徹底する。
- ② 「ユニプレス・ホットライン」の通報・相談窓口を子会社各社にも設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
- ③ 子会社各社の内部監査及び内部統制強化のため、当社内部監査担当部門が監査を通じて支援・助言を実施する。
- ④ 子会社各社の重要情報は、当社関係会社管理規程に基づき当社経営企画担当部門及び関係部門が報告を受けた上で当社取締役会又は当社経営会議に報告する。
- ⑤ 子会社各社のリスクマネジメントは、当社リスクマネジメント委員会規程及び当社リスクマネジメント運用手順に基づき、実施する。
- ⑥ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社各社は規模に応じた役員会議体についての規程を制定する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務補助は総務担当部門が担い、補助担当者を定め、監査等委員会の指示のもと監査業務の補助を行う。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

上記補助担当者の人事異動・懲戒処分については、監査等委員会と事前に協議を行う。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 次の場合には、監査等委員会は社長執行役員又は取締役会に対して必要な要請を行う。
 - ① 監査等委員会の指示により補助使用人が行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されていると認められる場合。
 - ② 補助使用人に対する監査等委員会の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合。
- ② 監査等委員会の上記要請に対し、社長執行役員又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査等委員会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

(9) 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会に報告すべき事項は、監査等委員会と協議の上で制定し、取締役又は取締役会から委任を受けた執行役員は次に定める事項を報告する。

- ① 経営会議で審議された事項（常勤の監査等委員は経営会議に出席）
- ② 当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 重大な法令・定款違反に関する事項
- ④ ユニプレス・ホットラインの通報状況及び内容に関する事項
- ⑤ その他内部統制上重要な事項

また、内部監査担当部門は監査等委員会と連携の上、監査にあたり、四半期毎に又は必要に応じて、監査結果について監査等委員会に報告を行う。使用人は重大な事実を発見した場合、直接監査等委員会に相談できるものとする。

(10) 上記（9）の報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記体制に基づく監査等委員会への報告者が当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行わないこととし、その旨を内部統制規程に定めて当社及び当社子会社役員に周知徹底する。

(11) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員からその職務の執行に必要な費用等の請求を受けたときは、会社法第399条の2第4項に基づいて速やかに当該費用等を処理する。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、各業務執行部門は担当執行役員の指示のもと、監査等委員会の監査に協力する。

また、監査等委員会は必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の監査業務に関するアドバイザーを任用することができる。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社では、役員・従業員等が遵守すべき業務遂行の指針である「ユニプレスグループ行動規範」及び「ユニプレスグループ行動規範手引き」（解説書）を全役職員に配布し、コンプライアンス・プログラム運用計画に基づく行動規範教育を定期的実施してその周知徹底に努めております。また、Eラーニング教育とアンケートを通じてその効果を確認し、その結果を取締役に報告しております。また、企業倫理委員会を5回開催し、コンプライアンス体制の整備に努めております。
- ② 財務情報適正開示体制の整備状況及び運用状況については、社長執行役員が直轄する内部監査部門が内部監査を実施して確認し、必要な是正や改善を行い、継続的な体制強化に努めております。
- ③ 損失の危機の管理に関しては、経営者インタビュー及び当社全部門によるリスク評価・分析を実施し、当社グループとして対応が必要なリスクをグループ重要リスク（電動化・品質・拡販・南海トラフ・サイバー攻撃等）として選定しております。各選定リスク毎に、担当役員（リスクオーナー）を選任し、リスク低減活動を行っております。その選定プロセス・有効性評価については、サステナビリティ委員会で審議承認後、取締役会に報告しております。また、リスクマネジメント委員会を4回開催し、リスクマネジメント推進の体制強化に努めております。
- ④ 当社では、経営の意思決定と監督機能を業務執行と明確に分離し、迅速な経営判断と業務執行を実現するため、執行役員制度を導入しております。経営会議は随時開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。取締役会については、13回開催し、経営戦略や経営計画等の基本方針について、自由な意見交換のもとで建設的な議論を行っております。また、各議案について社外取締役は事前説明をすることで社外取締役は議案を前もって検討することができ、業務執行の状況等の監督の実効性は確保されていると考えております。

- ⑤ 監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成されております。常勤の監査等委員が年間の監査計画に基づき内部統制システム監査や部門監査を実施するとともに、その結果について監査等委員会での質疑・検討を踏まえて代表取締役と面談し、意見交換を行っております。監査等委員会の職務補助については、監査等委員会事務局を総務担当部門に設置し、補助担当者が監査等委員の指示に基づき監査業務の補助を行っております。監査等委員は、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、適宜コンプライアンスや内部統制の整備状況など多岐に渡る事項について報告を受け、意見交換を行っております。また、内部監査担当部門からも報告を受けるなどの連携を図っております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	10,168	13,361	114,112	△5,257	132,385
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,235		△2,235
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△21,053		△21,053
自己株式の取得				△500	△500
自己株式の処分		△32		326	294
自己株式の消却		△2,869	△1,528	4,398	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,902	△24,817	4,225	△23,494
当 期 末 残 高	10,168	10,458	89,295	△1,032	108,890

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,988	22,899	△3,512	21,375	20,914	174,674
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,235
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△21,053
自己株式の取得						△500
自己株式の処分						294
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△263	1,213	2,014	2,963	△621	2,342
当 期 変 動 額 合 計	△263	1,213	2,014	2,963	△621	△21,152
当 期 末 残 高	1,724	24,113	△1,498	24,339	20,292	153,522

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 21社

・主要な連結子会社の名称

ユニプレス九州株式会社、ユニプレス精密株式会社、ユニプレスモールド株式会社、ユニプレス物流株式会社、ユニプレスサービス株式会社、ユニプレスノースアメリカ、ユニプレスアメリカ、ユニプレスサウスイーストアメリカ、ユニプレスアラバマ、ユニプレスメキシコ、ユニプレスイギリス、ユーエムコーポレーション、ユニプレスロシア、ユニプレス（中国）、ユニプレス広州、ユニプレス鄭州、ユニプレス武漢、ユニプレス精密広州、ユニプレスインド、ユニプレスタイ、ユニプレスインドネシア

なお、当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社ユニプレス技術研究所を吸収合併したことにより、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

・非連結子会社の数 3社

・主要な非連結子会社の名称

ユニプレスヨーロッパ

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法を適用した関連会社の数 6社
- ・主要な会社の名称
カナエ工業株式会社、株式会社サンエス、株式会社メタルテック、マニユエットオートモーティブブラジル、ユニプレス東昇大連、広州東実ユニプレスホットスタンプ会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

- ・持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数 7社
- ・主要な会社の名称
ユニプレスヨーロッパ
- ・持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 7～50年
- ・機械装置及び運搬具 4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産につきましては、定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、使用権資産につきましては、定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

⑤ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

⑥ 訴訟損失引当金

一部の連結子会社において、労働紛争等に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～20年）による定額法（一部の連結子会社については定率法）により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の認識基準

当社グループは、主に自動車のプレス加工部品の製造・販売を行っております。これらの製品の販売については、原則として顧客に製品を引渡した時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、当社グループは、上記部品の製造に必要なプレス用金型、溶接用設備及び治工具の製作・販売も行っております。これらの製品は、通常、顧客による買取りの意思表示である検収等が行われた時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1ヶ月から3ヶ月の間に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、有償受給取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、12年間の定額法により償却を行っております。

(8) 在外子会社の会計方針

在外子会社の財務諸表は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しております。なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、主として国際財務報告基準に準拠して修正しております。また、連結決算上必要な修正を実施しております。

(9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ユニプレスメキシコ、ユニプレスイギリス、ユーエムコーポレーション、ユニプレスロシア、ユニプレス（中国）、ユニプレス広州、ユニプレス鄭州、ユニプレス武漢、ユニプレス精密広州、ユニプレスタイ及びユニプレスインドネシアの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日（3月31日）との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更は遡及適用されております。

2. 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

当該会計方針の変更の遡及適用による、純資産額への影響はありません。

表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「営業外収益」の「その他」に含めております。

会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- ・科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額 (百万円)
有形固定資産	109,120
無形固定資産	2,720
減損損失	6,207
事業整理損 (注)	21,681

(注) 中国拠点における事業の再構築に関連して発生した固定資産の減損損失17,968百万円を、事業整理損に含めております。

- ・その他見積りの内容に関する情報

固定資産の減損は、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づいて行ったグループごとに、遊休資産及び売却予定資産についてはそれぞれの個別物件ごとに、減損の兆候の把握、認識の要否の判断を行っております。資産及び資産グループの回収可能価額は使用価値又は正味売却価額によって評価しており、帳簿価額が回収可能価額を超える場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

減損損失の測定にあたっては、主に回収可能価額の算定における将来キャッシュ・フローの見積りについて、一定の仮定を用いております。

すなわち、使用価値は、経営者により承認された当社グループの中期経営計画（3ヶ年）の基礎となった事業計画に基づき算定しております。事業計画は、得意先の生産計画及び当社の受注情報をもとに、過去における計画と実績の乖離状況や市場予測などの利用可能な外部データを考慮して立案した販売計画を基礎とし、それに基づく生産計画や人員配置、設備投資等の各種計画や合理化活動による原価低減等を統合して策定しております。また、中期経営計画の対象期間を超える期間のキャッシュ・フローについては、利用可能な得意先やその他の外部情報を利用し、一定の利益率が継続するなどの仮定を用いて算定しております。さらに、使用価値の算定に使用する割引率（税引前）については、加重平均資本コストをもとに妥当性を勘案して決定しております。

なお、上記の仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来における実際のキャッシュ・フローの発生が見積りと異なった場合、翌年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

- ・科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額 (百万円)
繰延税金資産	10,023

- ・その他見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業年度における課税所得の発生及び見込額に基づいて、回収可能性を判断して決定しております。

繰延税金資産の計上額の決定にあたっては、主に課税所得の見積り及び一時差異等のスケジューリングについて一定の仮定を用いております。

すなわち、課税所得は、経営者により承認された当社グループの中期経営計画（3ヶ年）の基礎となった事業計画に基づき算定しております。事業計画は、得意先の生産計画及び当社の受注情報をもとに、過去における計画と実績の乖離状況や市場予測などの利用可能な外部データを考慮して立案した販売計画を基礎とし、それに基づく生産計画や人員配置、設備投資等の各種計画や合理化活動による原価低減等を統合して策定しております。また、中期経営計画の対象期間を超える期間の課税所得については、利用可能な得意先やその他の外部情報を利用し、一定の利益率が継続するなどの仮定を用いて算定しております。

他方、一時差異等のスケジューリングにつきましては、流動資産に関連する項目については翌年度に解消するものと仮定し、その他の項目につきましては、一時差異等が解消すると見込まれる年度にスケジューリングを行っております。

なお、上記の仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来における実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額 403,971百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	355百万円
土地	802百万円

(2) 担保に係る債務

その他	100百万円
-----	--------

3 保証債務

従業員の金融機関からの借入	4百万円
---------------	------

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	44,902百万円
借入実行残高	22,414百万円
差引額	22,487百万円

連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	建物、機械装置	静岡県富士市、富士宮市	3,356百万円
事業用資産	建物、機械装置、工具器具備品等	アメリカ合衆国アラバマ州	2,851百万円
事業用資産	建物、機械装置、工具器具備品等	中華人民共和国広東省	5,980百万円
事業用資産	建物、機械装置、工具器具備品等	中華人民共和国河南省	5,501百万円
事業用資産	建物、機械装置、工具器具備品等	中華人民共和国湖北省	6,487百万円

当社グループは、事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき、また遊休資産及び売却予定資産については、それぞれ個別物件ごとにグルーピングを行っております。

静岡県富士市の事業用資産については、事業環境が悪化したことに伴い事業の収益性が低下したことから、一部の事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

なお、当該事業用資産の回収可能価額は使用価値によって測定しており、将来キャッシュ・フローを9.86%で割り引いて算定しております。

アメリカ合衆国アラバマ州の事業用資産については、事業環境の短期的な回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

なお、当該事業用資産の回収可能価額は使用価値によって測定しており、将来キャッシュ・フローを13.00%で割り引いて算定しております。

中華人民共和国広東省、河南省及び湖北省の事業用資産については、現地の生産体制の再構築に伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。また、減損損失は事業整理損に含めて特別損失に計上しております。

なお、当該事業用資産の回収可能価額は使用価値または正味売却価額によって測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを9.93%で割り引いて算定し、正味売却価額については取引事例等を勘案した合理的な見積もりにより評価しております。

減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、以下のとおりであります。

種類	金額
建物及び構築物	6,768百万円
機械装置及び運搬具	15,937百万円
工具、器具及び備品	1,467百万円
無形固定資産	3百万円
合計	24,176百万円

(事業整理損)

中国拠点における事業の再構築に関連して発生する費用及び損失を、事業整理損として計上しております。事業整理損の内訳は固定資産の減損損失17,968百万円、関連会社に対する貸付金の貸倒引当金繰入額1,613百万円、従業員に対する割増退職金1,028百万円、関係会社株式評価損887百万円、棚卸資産の評価損182百万円であります。

なお、固定資産の減損損失につきましては、「連結損益計算書に関する注記（減損損失）」に記載のとおりであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 45,004,973株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	891	20.00	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	1,343	30.00	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 1,329百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 30.00円 |
| ③ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2025年6月27日 |

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

3 当連結会計年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式につきましては、四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

デリバティブ取引は、金利変動リスクや為替変動リスクの回避もしくは軽減という目的を達成する範囲で行う方針であり、投機目的の取引及びレバレッジ効果の高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 投資有価証券	2,438	2,438	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(22,919)	(22,788)	△130
(3) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	(1,604)	(1,527)	△77

(*) 負債に計上されているものにつきましては、() で示しております。

(注) 1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	10
非連結子会社株式及び関連会社株式	5,860

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,438	—	—	2,438
資産計	2,438	—	—	2,438

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	22,788	—	22,788
リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	—	1,527	—	1,527
負債計	—	24,316	—	24,316

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金のうち変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから時価が帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、長期借入金のうち固定金利によるもの及びリース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	米州	欧州	アジア	
商品及び製品	102,441	131,445	45,310	49,140	328,337
サービスの提供等	1,707	—	—	—	1,707
顧客との契約から生じる収益	104,149	131,445	45,310	49,140	330,045
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	104,149	131,445	45,310	49,140	330,045

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項」の「(5) 重要な収益及び費用の認識基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

科目名	金額
顧客との契約から生じた債権	54,306
契約負債	3,850

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

契約負債は、主に、プレス用金型、溶接用設備及び治工具の製作・販売に関する履行義務について、個々の顧客との間の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、顧客から受け取ったときに増加し、収益の認識に伴い取り崩され、減少します。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,422百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額	3,008.52円
2 1株当たり当期純損失	472.63円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は2023年12月11日開催の取締役会における決議に基づき、完全子会社である株式会社ユニプレス技術研究所を2024年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被合併企業の名称及びその事業内容

企業の名称 株式会社ユニプレス技術研究所

事業の内容 自動車部品、金型及び治工具等の製造及び販売に関わるエンジニアリング 他

② 企業結合日

2024年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ユニプレス技術研究所は解散いたしました。

④ 結合後企業の名称

ユニプレス株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併は、拡販・生産など当事業戦略全体を見直し、迅速かつ柔軟な運営ができる経営体制を再構築することを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 (注)	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	10,168	10,795	2,902	13,697	1,096	22,652	23,748	△5,245	42,370
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△2,235	△2,235		△2,235
当 期 純 損 失						△2,312	△2,312		△2,312
自己株式の取得								△500	△500
自己株式の処分			△32	△32				326	294
自己株式の消却			△2,869	△2,869		△1,528	△1,528	4,398	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△2,902	△2,902	-	△6,076	△6,076	4,225	△4,753
当 期 末 残 高	10,168	10,795	-	10,795	1,096	16,576	17,672	△1,020	37,616

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,837	1,837	44,207
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△2,235
当 期 純 損 失			△2,312
自己株式の取得			△500
自己株式の処分			294
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△255	△255	△255
当期変動額合計	△255	△255	△5,009
当 期 末 残 高	1,582	1,582	39,198

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当 期 首 残 高	19,250	3,402	22,652
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△2,235	△2,235
当 期 純 損 失		△2,312	△2,312
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分			
自 己 株 式 の 消 却		△1,528	△1,528
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	△6,076	△6,076
当 期 末 残 高	19,250	△2,673	16,576

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 製品・原材料・仕掛品

総平均法（ただし、金型製品・仕掛品は個別法）

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物 15～50年

・機械及び装置 9年

・工具、器具及び備品 2～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産につきましては、定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に帰属する部分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に帰属する部分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

なお、当事業年度につきましては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

(5) 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

5 収益及び費用の認識基準

当社は、主に自動車のプレス加工部品の製造・販売を行っております。これらの製品の販売については、原則として顧客に製品を引渡した時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、当社は、上記部品の製造に必要なプレス用金型、溶接用設備及び治工具の製作・販売も行っております。これらの製品は、通常、顧客による買取りの意思表示である検収等が行われた時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1ヶ月から3ヶ月の間に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、有償受給取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

6 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

- ・科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (百万円)
関係会社株式	41,853
関係会社株式評価損	1,519

- ・その他見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の減損の認識は、関係会社の財政状態が悪化することにより、株式の実質価額が著しく低下した場合に実施しております。具体的には、株式の実質価額が帳簿価額に対して概ね50%程度以上低下し、かつ回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合、その評価差額を損失として計上しております。

市場価格のない関係会社株式の評価額の決定にあたっては、主に実質価額の回復可能性の判断に用いる将来の損益計画について一定の仮定を用いております。

すなわち、将来の損益計画は、経営者により承認された当社グループの中期経営計画（3ヶ年）の基礎となった事業計画に基づき算定しております。事業計画は、得意先の生産計画及び当社の受注情報をもとに、過去における計画と実績の乖離状況や市場予測などの利用可能な外部データを考慮して立案した販売計画を基礎とし、それに基づく生産計画や人員配置、設備投資等の各種計画や合理化活動による原価低減等を統合して策定しております。また、中期経営計画の対象期間を超える期間の損益については、利用可能な得意先やその他の外部情報を利用し、一定の利益率が継続するなどの仮定を用いて算定しております。

なお、実際の関係会社の財政状態は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の経済条件が事業計画における仮定と異なった場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の評価損が発生する可能性があります。

(固定資産の減損)

- ・科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (百万円)
有形固定資産	17,621
無形固定資産	662
減損損失	3,356

- ・その他見積りの内容に関する情報

詳細につきましては、連結計算書類「会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

(繰延税金資産の回収可能性)

- ・科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (百万円)
繰延税金資産	—

- ・その他見積りの内容に関する情報

詳細につきましては、連結計算書類「会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額 91,171百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

2 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金	
ユニプレスアメリカ	4,261百万円
ユニプレスアラバマ	2,467百万円
ユニプレスイギリス	4,359百万円
ユーエムコーポレーション	2,187百万円
ユニプレスインドネシア	594百万円
従業員の金融機関からの借入金	4百万円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,545百万円
長期金銭債権	9,868百万円
短期金銭債務	17,045百万円

4 取締役に対する金銭債務

金銭債務	4百万円
------	------

上記の取締役に対する金銭債務は、役員退職慰労金未支給額等であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高

6,262百万円

仕 入 高

72,599百万円

有 償 支 給 高

46,548百万円

その他の購入高

1,144百万円

営業取引以外の取引高

9,340百万円

法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額

257百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

692,802株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	554百万円
未払事業税	52百万円
未払社会保険料	82百万円
棚卸資産評価損	110百万円
減損損失	1,129百万円
税務上の収益認識差額	101百万円
関係会社株式評価損	11,063百万円
関係会社整理損失引当金	84百万円
税務上の繰越欠損金	12,728百万円
その他	463百万円
評価性引当額	△26,371百万円
繰延税金資産合計	<u> -百万円</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	1,398百万円
その他	135百万円
繰延税金負債合計	<u> 1,534百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u> △1,534百万円</u></u>

関連当事者との取引に関する注記

1 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	ユニプレス 九州(株)	(所有) 直接 100.0	自動車用部品の加工委託 役員の兼任	部品・原材料の支給 (注2)	23,665	有償支給 未収入金	1,949
				自動車部品の購入 (注2)	39,207	買掛金	4,979
	ユニプレス アメリカ	(所有) 直接 60.0	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	6,429	関係会社 長期貸付金	6,429
				債務保証 (注4)	4,261	—	—
	ユニプレス アラバマ	(所有) 直接 100.0	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	3,439	関係会社 長期貸付金	3,439
				増資の引受 (注5)	3,756	—	—
			債務保証 (注4)	2,467	—	—	

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	ユニプレス メキシコ	(所有) 直接 70.0	自動車用部品の加 工委託及び販売 役員の兼任	資金の借入 (注3)	6,597	短期借入金	6,597
				利息の支払	865	—	—
	ユニプレス イギリス	(所有) 直接 100.0	自動車用部品の加 工委託及び販売 役員の兼任	債務保証 (注4)	4,359	—	—
				資金の貸付 (注3)	3,078	短期貸付金	3,078
	ユーエム コーポレーション	(所有) 直接 60.0	自動車用部品の加 工委託及び販売 役員の兼任	債務保証 (注4)	2,187	—	—
				部品・原材料 の支給 (注2)	11,468	有償支給 未収入金	2,062
関 連 会 社	(株)メタルテック	(所有) 直接 33.3	自動車用部品の加 工委託	自動車部品の 購入 (注2)	16,498	買掛金	1,697

(注1) 上記金額のうち、部品等の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 得意先から提示された価格をもとに、交渉の上、決定しております。

(注3) 市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。また、取引金額には期末残高を記載しております。

(注4) 金融機関からの借入金等につき債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。

(注5) 当該子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

3 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及 びその 近親者	浦西 信哉	(被所有) 直接 0.2	当社代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分	24	—	—
	尾越 英樹	(被所有) 直接 0.1	当社代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分	15	—	—
	森田 幸彦	(被所有) 直接 0.1	当社取締役	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分	13	—	—
	三浦 謙二	(被所有) 直接 0.1	当社取締役	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分	13	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。
自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における、当社普通株式の終値に基づいて決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

1	1 株当たり純資産額	884.60円
2	1 株当たり当期純損失	51.87円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

連結計算書類「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【備考】記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人監査報告書（連結計算書類）

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

ユニプレス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高島 稔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニプレス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニプレス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書（計算書類）

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

ユニプレス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 浩之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高島 稔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニプレス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

ユニプレス株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 伊藤 成人 ㊟
監査等委員 葭葉 裕子 ㊟
監査等委員 長谷川 園恵 ㊟

(注) 監査等委員 葭葉裕子及び長谷川園恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上